

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は父の金融機関の口座から、父母共に口座振替で納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人と同じ日に国民年金手帳記号番号が払い出されている加入者の記録から、申立人は国民年金の加入手続を昭和 59 年 10 月ごろに行っていることが推認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったところ、国民年金被保険者台帳上、申立人は、申立期間直後の同年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料も納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の父母は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、申立期間を含め国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和48年2月25日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月25日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、昭和45年4月にA株式会社に入社し、現在まで継続して勤務し、申立期間当時はB事業所に勤務しており、未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社において申立期間も継続して勤務（昭和48年2月25日に同社C事業所での研修を終了し、同社B事業所に戻り、同年4月1日に同社D事業所に配属）していたことが確認できる。

また、A株式会社は、「B事業所に勤務する期間は、本社において厚生年金保険に加入させていたが、勤務期間中に行われる研修の期間は、研修先で厚生年金保険に加入させていた。また、研修先での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和48年2月25日、B事業所に勤務した後の勤務地での取得日が同年4月1日であれば、その間は、本社において被保険者資格を取得させることとなる。」旨回答している。

さらに、E健康保険組合は、「申立人の健康保険の資格取得日は、昭和45年4月1日であり、現在まで継続加入している。」旨回答している。

加えて、A株式会社に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、昭和45年4月に同社に入社後、B事業所へ勤務した99人のうち、C事業所で研修を行った2人を除く97人の厚生年金保険被保険者資格は継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、確認できる資料は無いが納付していたものと推察されるところとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年12月20日に、資格喪失日に係る記録を47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月20日から47年5月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社本社から同社B事業所に転勤となり勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間について転勤はあったが、継続してA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間もA株式会社に継続して勤務し（昭和46年12月20日にA株式会社本社から同社B事業所に異動。B事業所は、47年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同社本社の一括適用となっている。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和47年5月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は昭和57年3月11日に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっている上、当時の事業主も死亡していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年12月から47年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、19万円であると認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月から 11 年 9 月まで

平成 9 年 10 月から標準報酬月額が改定になり、19万円の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、平成 10 年 10 月から 11 年 9 月までの期間、厚生年金保険料は以前と同じ額が控除されているのに、年金事務所の記録上、標準報酬月額が 15 万円に下がっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、19万円と記録されていたところ、平成 10 年 10 月 1 日の定時決定によって、15万円に引き下げられ 11 年 10 月 1 日まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人が所持している給与明細書の保険料控除額から、申立人は、申立期間において 19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、株式会社Aが加入していたB厚生年金基金の加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は 19万円と記録されていることが確認できる。

さらに、上記給与明細書によると、平成 10 年 5 月の給与支給額は 13 万 4,199 円（出勤日数は 12.5 日）、同年 6 月の給与支給額は 192 円（出勤日数は 0 日）、同年 7 月の給与支給額は 16 万 6,901 円（出勤日数は 17.5 日）と記載されていること、及び申立人を含めた複数の被保険者の定時決定に係る処理日（平成 10 年 8 月 19 日）が同一であることから、事業主は、当該給与明細書の記録に基づいた報酬月額及び報酬支払基礎日数を記載して、申立期間に係る算定基礎届として社会保険事務所（当時）に提出したものと考えら

れる。

一方、申立期間当時の定時決定の方法は、毎年8月1日において、使用される事業所において5月、6月及び7月の3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数（報酬支払基礎日数が20日未満である月は除く。）で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定することとされているが、5月、6月及び7月の3か月間とも報酬支払基礎日数が20日未満の場合は、社会保険事務所において、当該被保険者が10月以降に受けるべき報酬月額又は従前の報酬月額（等級）とする等の取扱いとなっている。

これらを踏まえると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、社会保険事務所において、出勤が無かった平成10年6月を除いた同年5月及び同7月の給与支給額から、「 $(13万4,199円 + 16万6,901円) \div 2か月 = 15万550円$ 」として計算し、本来、算定の対象とはならない報酬を基に、誤って15万円と記録されたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、19万円であると認められる。

山形厚生年金 事案1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は平成8年4月1日からA事業所へ勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所及びB健康保険組合からの回答により、申立人は平成8年4月1日から同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった「平成8年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額から算出される保険料控除額は、申立期間に係る厚生年金保険料を含めて試算した保険料控除額とおおむね一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票の保険料控除額、及び申立人のA事業所における平成8年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、事業主が平成8年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から同年 12 月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、納付時期及び納付金額等について記憶が定かではないが、申立期間の保険料については、金融機関に出向いて、納付書に現金を添えてまとめて納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 2 月 17 日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、当該払出日以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、これまでに交付を受けた年金手帳は、所持する手帳一冊のみであるとしている上、戸籍の附票によると、申立人は、20 歳になった昭和 51 年*月から 55 年 8 月までの期間に、A 区以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法を記憶していないとしていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、B 市が保管する国民年金の納付記録が、国民年金被保険者台帳の

記録と一致しているほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 50 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間の国民年金保険料は、国民年金の徴収員から納付勧奨を受け、保険料を金融機関から納付していた。
申立期間について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号に係る被保険者の資格取得日から、A区において昭和 51 年 4 月以降に払い出されたものと推測され、これを前提とすれば、申立期間のうち、48 年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人は、20 歳になった 48 年*月から 52 年 2 月までの期間に A 区以外に住所の異動が無いことから、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を金融機関から納付していたと主張しているが、具体的な加入手続の時期、保険料の納付時期、保険料額等の記憶が定かでなく、加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月及び同年 5 月並びに同年 9 月から平成元年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 2 月まで

年金事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、国民年金に加入するのは当然のことと思ひ、金融機関の窓口で納付書により保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 6 月 21 日に同資格を再取得するまでの期間及び同年 9 月 16 日に同資格を喪失し、平成元年 3 月 20 日に同資格を再取得するまでの期間であることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、申立期間に国民年金保険料を納付するためには、国民年金への切替手続が必要であるところ、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続に関する記憶があいまいであるなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は国民年金保険料については納付書により自ら納付したとしているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

山形厚生年金 事案 1016 (事案 229 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 1 月 6 日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、昭和 49 年 9 月から A 事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたとする事業所に提出した「履歴書」には、昭和 50 年 1 月から当該事業所で臨時勤務した旨の記載があり、当該事業所が保管する「学歴経験年数調書」に記載された内容(48 年 8 月から 49 年 12 月まで在家庭)と勤務期間が一致しているほか、当該事業所では、49 年 4 月から同年 12 月までの期間について、「申立人が勤務していたことを確認できる関連資料は無い。」としており、申立期間の勤務実態は確認できないこと、ii) 申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた二人から聴取したものの、49 年 4 月から同年 12 月までの期間における勤務実態を確認できる供述は得られないこと、iii) 申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できず、今回、再申立てを行っているが、保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が

厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月19日から25年7月まで
② 昭和25年9月1日から同年10月18日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和24年9月から船舶Aに乗船し、給与から船員保険料が控除されており、申立期間について船員保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

船舶Aは、昭和25年10月18日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、船員保険の適用事業所ではないことが確認できる上、30年に船員保険の適用事業所ではなくなっており、元船舶所有者等の所在も不明なことから、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人は、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿において、昭和25年10月18日に被保険者資格を取得しているところ、申立人が同時期に乗船していたとして名前を挙げた同僚3人についても、同日に被保険者資格を取得しており、申立期間について、船員保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、当該名簿上、船員保険の整理番号に欠番は見られず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1018 (事案 25 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から同年11月まで
② 昭和42年3月から同年11月まで

各申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間中に、事業所の担当者より、厚生年金保険被保険者記号番号が変更になったという話を聞いた記憶があるので、各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及び申立てに係る事業所は、申立期間中に厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料を保管していないこと、ii) 申立人が申立期間中に一緒に勤務していたと主張する同僚は、申立期間中については厚生年金保険に加入していないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年4月22日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できずとし、保険料控除を示す新たな情報として、申立期間当時に「厚生年金保険被保険者記号番号が変更になった。」とする申立期間当時の担当者の供述を挙げているところ、申立人が昭和38年3月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した際の記号番号が、既に申立人が取得していた別の記号番号に訂正されていることが確認できるものの、当該訂正処理は、複数の番号を統一するために行ったものと考えられる上、訂正される前の記号番号に係る厚生年金保険の被保険者記録を検索しても、申立人の加入記録は見当たらなかった。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の担当者7人のうち、氏名が分かる担当者2人は既に亡くなっており、残る5人については、申立人は名字のみの記憶しかないことから、担当者を特定することはできず、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立人から、新たな資料として提出された昭和41年の写真に写っている同僚二人について、申立人は名字のみの記憶しかなく、当該同僚を特定することはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。